

## 未婚のひとり親の方に寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します

平成30年度より、未婚で20歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、寡婦（夫）控除のみなし適用の申請ができるようになりました。婚姻歴がある人など、税法上の寡婦（夫）控除を受けられる方は、このみなし適用の対象とはなりません。

**寡婦（夫）控除のみなし適用を行う前の所得が、所得制限限度額未満であることが明らかな場合は、申請の必要はありません。**

対象となる方は、該当年度の前年（1月～5月までの月分の児童手当については前々年）の12月31日現在及び申請日現在において、次の1または2のいずれかに当てはまる人です。

1. 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
2. 婚姻によらないで父となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※上記の「子」は総所得金額が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限りです。

### ア. 申請に必要なもの

1. 申請者の戸籍全部事項証明書
2. 申請者及び子の属する世帯全員の住民票の写し（省略の無いもの）（苧田町に住民票がある場合は不要）
3. 申請者の所得証明書（合計所得金額が分かるもの）（該当年1月1日に苧田町に住民票がある（苧田町で課税されている）場合や認定請求時等にマイナンバーの確認を受けている場合は不要）
4. 上記の「子」の所得証明書（総所得金額等が分かるもの）（「子」が該当年1月1日に苧田町に住民票がある（苧田町で課税されている）場合や申請者の扶養親族である場合は不要）
5. 印鑑（認印で可）

### イ. 申請方法

役場子育て・健康課の窓口へ提出してください。

### 【注意】

- ・みなし適用を実施しても児童手当の受給者区分が変更にならない場合があります。
- ・このみなし適用によって所得税や住民税等を見直すものではありません。